

立川市旧清掃工場解体工事 敷地境界のアスベスト濃度測定結果について

1 測定箇所



2 測定方法

① 測定方法

アスベストモニタリングマニュアル（平成29年7月 環境省）に基づき測定

② 測定時期

アスベスト撤去作業前

アスベスト撤去作業中

アスベスト撤去作業前

3 測定結果

単位：本/L

区分	測定日	No.1	No.2	No.3	No.4
アスベスト撤去作業前	2024年7月29日	不検出	不検出	不検出	不検出
アスベスト撤去作業中	2024年8月2日	不検出	不検出	不検出	0.056
アスベスト撤去作業後	2024年8月19日	不検出	不検出	不検出	不検出

(注1) アスベストモニタリングマニュアルに基づき、総纖維本数が1本/L以下の場合、アスベストの計数を行いません。

(注2) 本工事に適応される基準等はありませんが、参考として大気汚染防止法における石綿を取り扱う施設の敷地境界規制基準は10本/Lになります。

(注3) 不検出とは、検出下限値(0.056)未満を示します。検出下限値0.056本/Lは検査機器ができる最小の値のことであり、測定結果がこの数値未満である場合「不検出」と表記します。

(注4) アスベストの測定は、環境省の「アスベストモニタリングマニュアル(第4.2版)」に基づくもので、大気中に浮遊している、長さ5マイクロメートル以上、幅3マイクロメートル未満で、かつ、長さと幅の比が3対1以上の纖維状物質を計数した結果(総纖維数)であるため、ロックウールやグラスウールなど、アスベスト以外の纖維や纖維状のほこりなども含む値となっており、その結果が1本/L以下の場合は、そのままの数値をアスベスト調査結果(総纖維数)として示します。